

この報告及び文章は、別表のとおり、環境基本法（平成5年法律第91号）第12条第1項及び第2項、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第14条第1項及び第2項並びに生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第10条第1項及び第2項の規定に基づき、国会に提出するものである。

(別表)

	資料中の該当部分
環境基本法第12条第1項の規定に基づく平成28年度の環境の状況	平成28年度環境の状況／平成28年度循環型社会の形成の状況／平成28年度生物の多様性の状況中第1部並びに第2部第1章、第4章、第5章及び第6章
環境基本法第12条第2項の規定に基づく平成29年度の環境の保全に関する施策	平成29年度環境の保全に関する施策／平成29年度循環型社会の形成に関する施策／平成29年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策中第1章、第4章、第5章及び第6章
循環型社会形成推進基本法第14条第1項の規定に基づく平成28年度の循環型社会の形成の状況	平成28年度環境の状況／平成28年度循環型社会の形成の状況／平成28年度生物の多様性の状況中第2部第3章
循環型社会形成推進基本法第14条第2項の規定に基づく平成29年度の循環型社会の形成に関する施策	平成29年度環境の保全に関する施策／平成29年度循環型社会の形成に関する施策／平成29年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策中第3章
生物多様性基本法第10条第1項の規定に基づく平成28年度の生物の多様性の状況	平成28年度環境の状況／平成28年度循環型社会の形成の状況／平成28年度生物の多様性の状況中第2部第2章
生物多様性基本法第10条第2項の規定に基づく平成29年度の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策	平成29年度環境の保全に関する施策／平成29年度循環型社会の形成に関する施策／平成29年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策中第2章

○本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、仕切りの色紙を除き、印刷用の紙へリサイクルできます。古紙回収に出す場合には、色紙を取り除いてください。